

令和6年3月議会への 水道料金・下水道使用料の値上げ に関する提案内容及びその結果について



豊中市上下水道局
キャラクター
アクッピー

豊中市上下水道局



10年後、その先も安全安心安定したとよなかのミズのミライへ

内容

1. はじめに（振返り）
2. 審議会での審議
3. 市議会への改定の提案と結果
4. 今後について

1 はじめに（振り返り）

1 はじめに（振返り）

4

事業を取り巻く課題

◆ 進む施設の老朽化



老朽化した水道管と漏水

◆ 待ったなしの自然災害



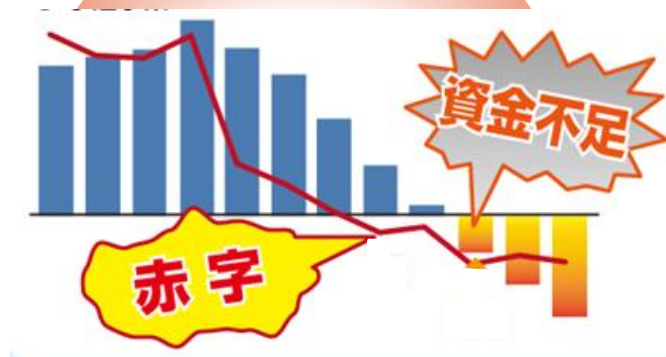
地震や大雨による被害

◆ 止まらない物価高騰



材料費等の高騰による工事費用の増加

◆ 減り続ける収入

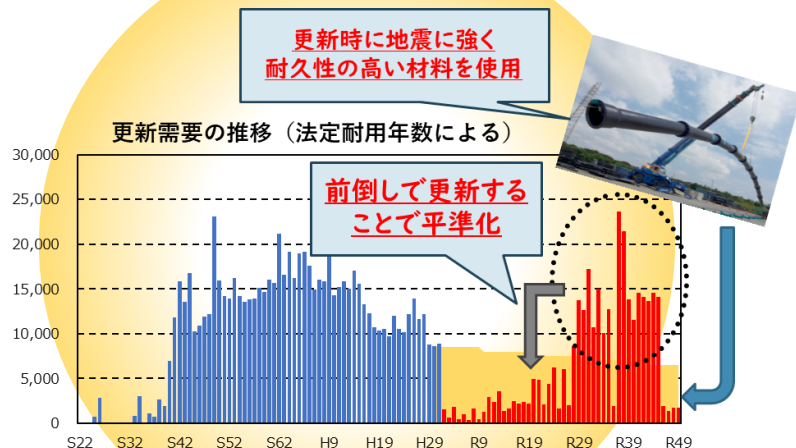


給水量の減少に起因する収入減による経営悪化

これまでの企業努力

5

◆ 費用の削減



工事費用の平準化
高機能管による更新

◆ 環境への配慮



再生可能エネルギーの創出

◆ 新たな収入の確保



吹田市との配水場共同化

◆ わかりやすい広報



YouTube動画配信、広報誌

2 審議会での審議

- 2-1 審議会への諮問と審議
- 2-2 審議の内容
- 2-3 審議会からの答申

2-1 審議会への諮問と審議

7

審議会への諮問（令和5年8月22日）

✓ 「水道料金・下水道使用料の改定の必要性とそのあり方」について諮問しました。

水道

料金水準

- R6年度～R9年度の4年間における総括原価に基づき、**平均11%程度の値上げが必要**
- 加入金は徴収しないものとし、総括原価に加味しない

下水道

使用料水準

- R6年度～R9年度の4年間における総括原価に基づき、**平均18%程度の値上げが必要**

料金体系

- **基本料金の割合を高める**
- 用途区分は現在の「一般用」「湯屋用」「臨時用」を維持する
- 基本料金は「口径別料金制」を維持する
- 従量料金は「逡増制」を維持するが、小口使用者に配慮しつつ、**逡増度は是正を図る**

使用料体系

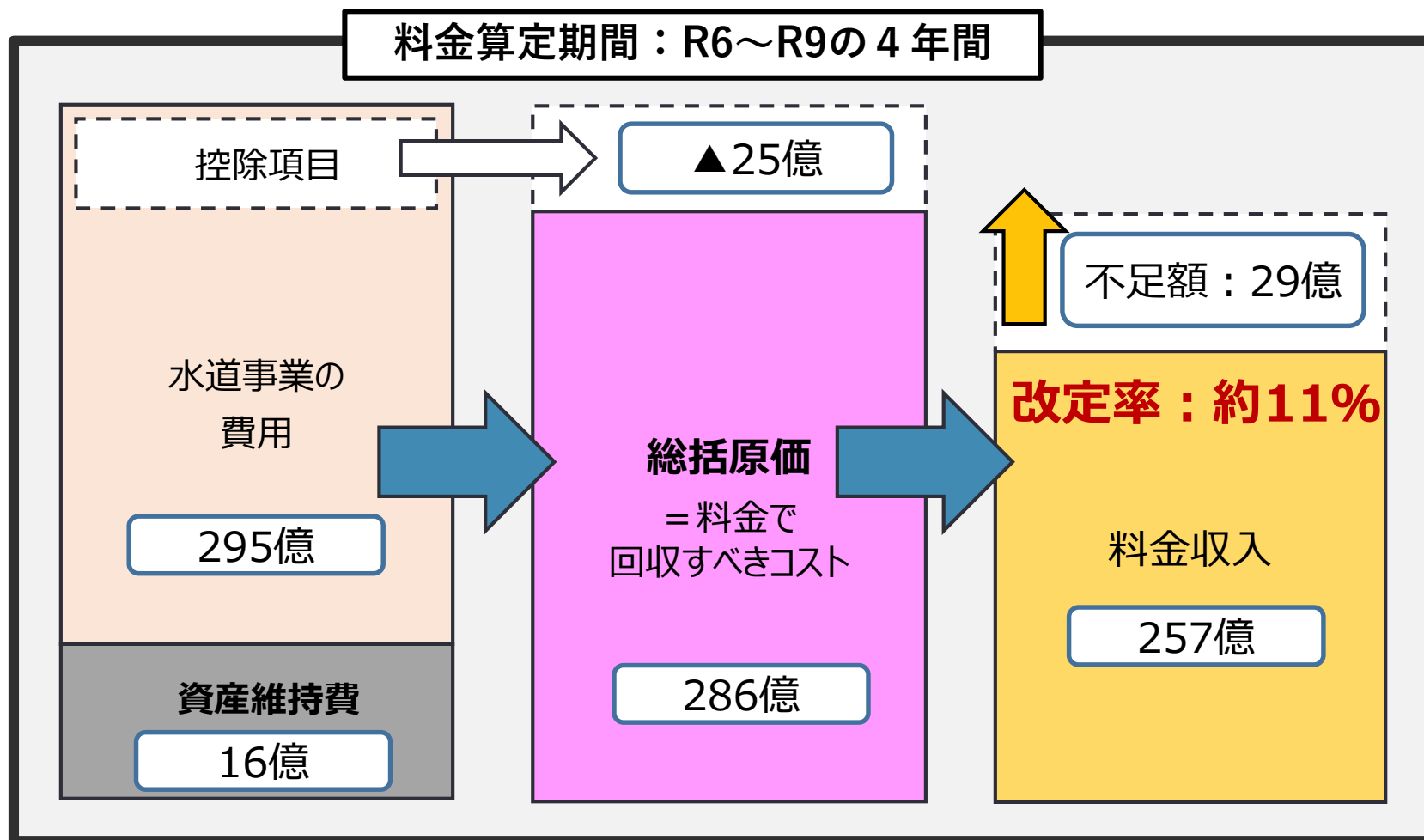
- **基本使用料の割合を高める**
- 用途区分は現在の「一般汚水」「公衆浴場汚水」「臨時汚水」を維持する
- 基本使用料は「単一使用料制」を維持する
- 従量使用料は「逡増制」を維持するが、小口使用者に配慮しつつ、**逡増度は是正を図る**

審議会において3回（令和5年8月から11月まで）にわたって審議

新たな水道料金・下水道使用料の検討

【総括原価の算定（水道）】

✓ 水道料金で回収すべき総括原価の算定イメージです。

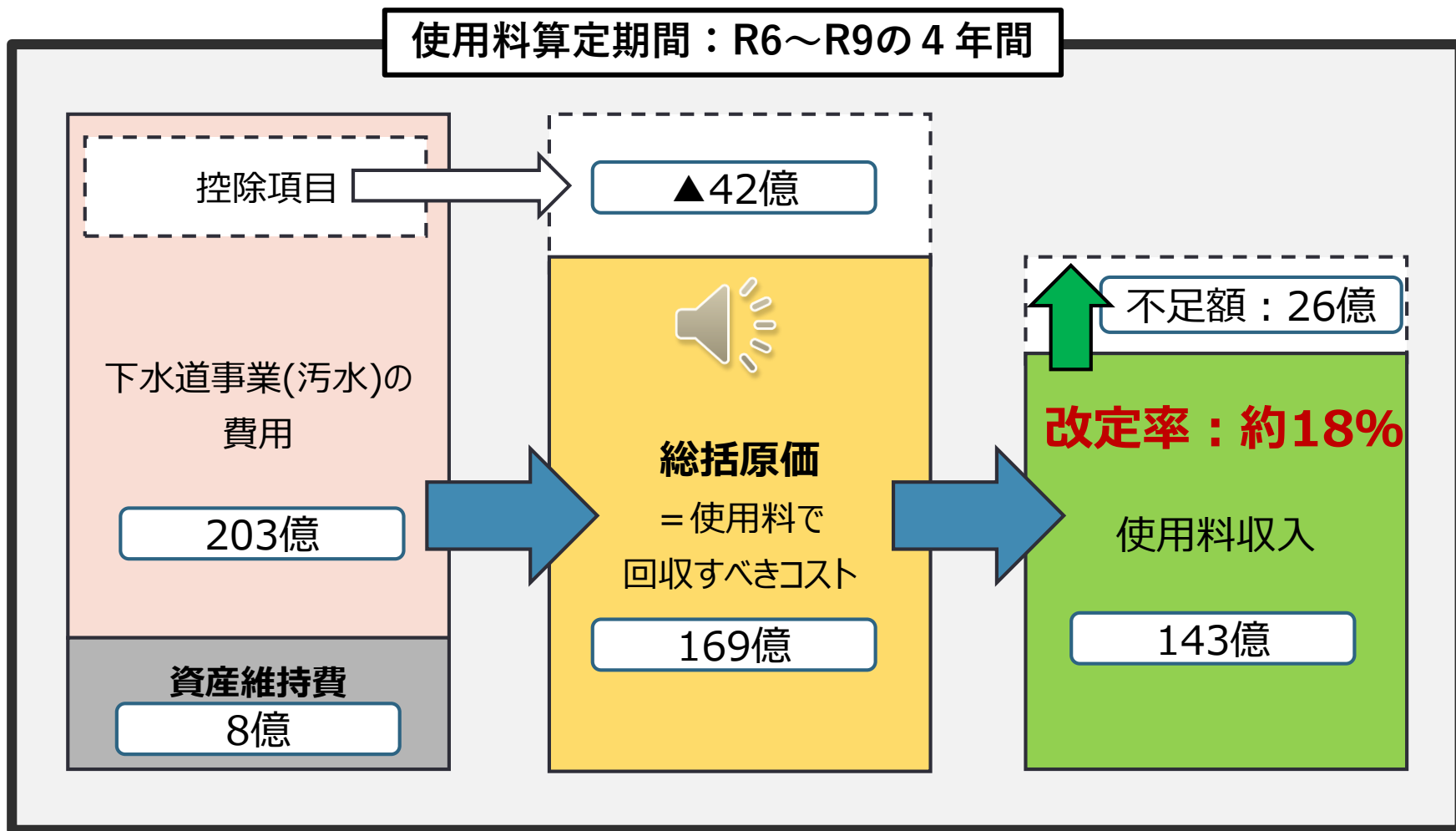


新たな水道料金・下水道使用料の検討

9

【総括原価の算定（下水道）】

✓ 下水道使用料で回収すべき総括原価の算定イメージです。



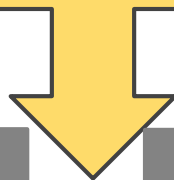
2-3 審議会からの答申

10

審議会からの答申（令和5年12月6日）

【答申】 諮問の内容については概ね妥当

※ただし、以下の点に留意すること



1. 効率的な経営について

- 上下水道施設を維持するための更新投資は増加が見込まれている。持続可能な事業運営をめざしつつ、今後も上下水道事業に係る費用の節減や、水道料金及び下水道使用料以外の収入の確保など、**効率的な経営に努めること。**

2. 市民への情報発信について

- 上下水道事業の運営に対する理解醸成を図りつつ、市民に改定の内容や必要性について、**わかりやすく丁寧に説明するとともに、その周知に努めること。**

3 市議会への改定の提案と結果

- 3 - 1 市議会への提案と結果
- 3 - 2 市議会への提案内容

令和6年3月定例会（議会）への提案と結果

- これまで、検討を重ねてきた水道料金・下水道使用料の改定について、令和6年3月定例会（議会）に提案しました。
- 提案しました値上げ改定の必要性について、一定の理解はいただいたものの、わずかに反対が上回り否決となりました。

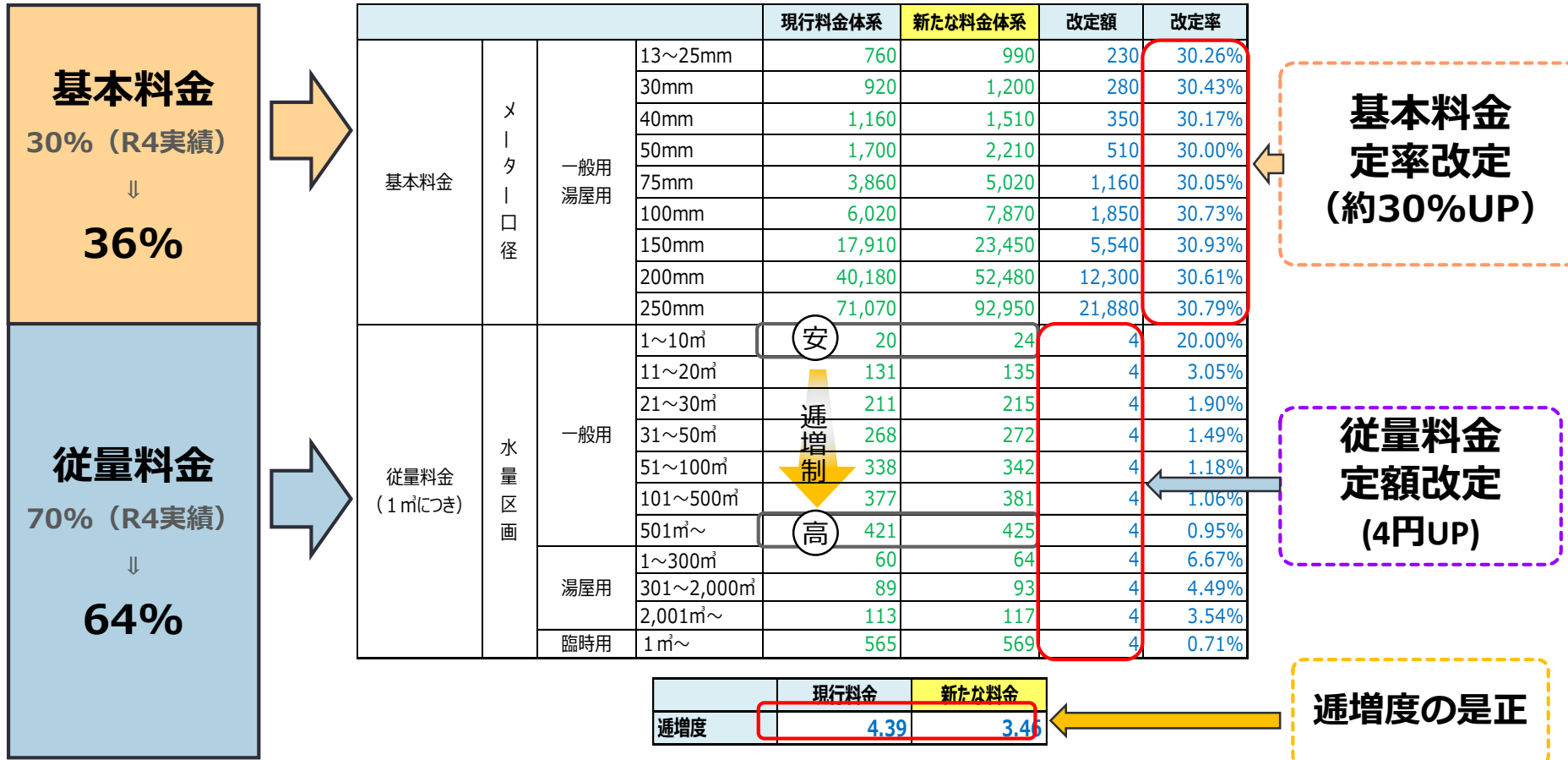
3-2 市議会への提案内容

【令和6年3月定例会（議会）提案時】

水道料金表（案）について

13

- 基本料金と従量料金の割合は、水需要の構造の変化（大口使用者の減少・小口使用者の増加）や給水量の減少に対応できる料金表（体系）とするため、基本料金の割合を現状よりも高めます。
- 基本料金は、全使用者が一律に値上げになるよう、定率改定を行います。
- 従量料金は、小口使用者（生活用水）に配慮するため、逡増制を維持しつつ、各水量区画の定額改定を行います。
- これらにより、逡増度の是正を図ります。



下水道使用料表（案）について

- 基本使用料と従量使用料の割合は、水需要の構造の変化（大口使用者の減少・小口使用者の増加）や汚水量の減少に対応できる使用料表（体系）とするため、基本使用料の割合を現状よりも高めます。
- 基本使用料は、基本使用料への配賦額に応じた改定率とします。
- 従量使用料は、小口使用者（生活排水）に配慮するため、逓増制を維持しつつ、各水量区画の定額改定を行います。
- これらにより、逓増度の是正を図ります。

基本使用料

30%（R4実績）



36%

従量使用料

70%（R4実績）



64%



用途		現行使用料体系	新たな使用料体系	改定額	改定率
基本使用料	一般用	422	591	169	40.05%
従量使用料 (1㎡につき)	1～10㎡	(安) 10	16	6	60.00%
	11～20㎡	77	83	6	7.79%
	21～50㎡	97	103	6	6.19%
	51～100㎡	116	122	6	5.17%
	101～500㎡	143	149	6	4.20%
	501～1,000㎡	183	189	6	3.28%
	1,001㎡～	(高) 225	231	6	2.67%
	公衆浴場汚水	19	25	6	31.58%
	臨時汚水	225	231	6	2.67%

従量使用料
定額改定
(6円UP)

	現行使用料	新たな使用料
逓増度	4.31	3.08

逓増度の是正

水道料金・下水道使用料の改定額（案）について

一般用
(1か月10m³)

現在

水道料金 + 下水道使用料(税抜)

960円 + 522円

合計1,482円

改定

水道料金 + 下水道使用料(税抜)

1,230円 + 751円

合計1,981円

270円 + 229円 = 499円/月UP

一般用
(1か月20m³)

現在

水道料金 + 下水道使用料(税抜)

2,270円 + 1,292円

合計3,562円

改定

水道料金 + 下水道使用料(税抜)

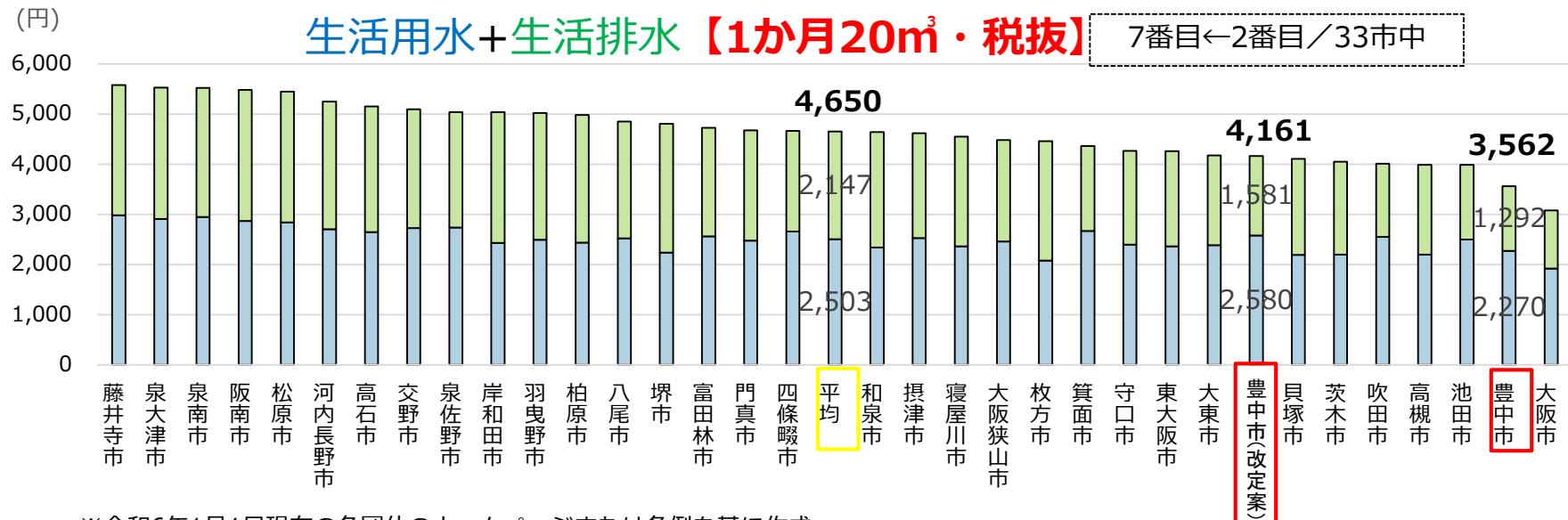
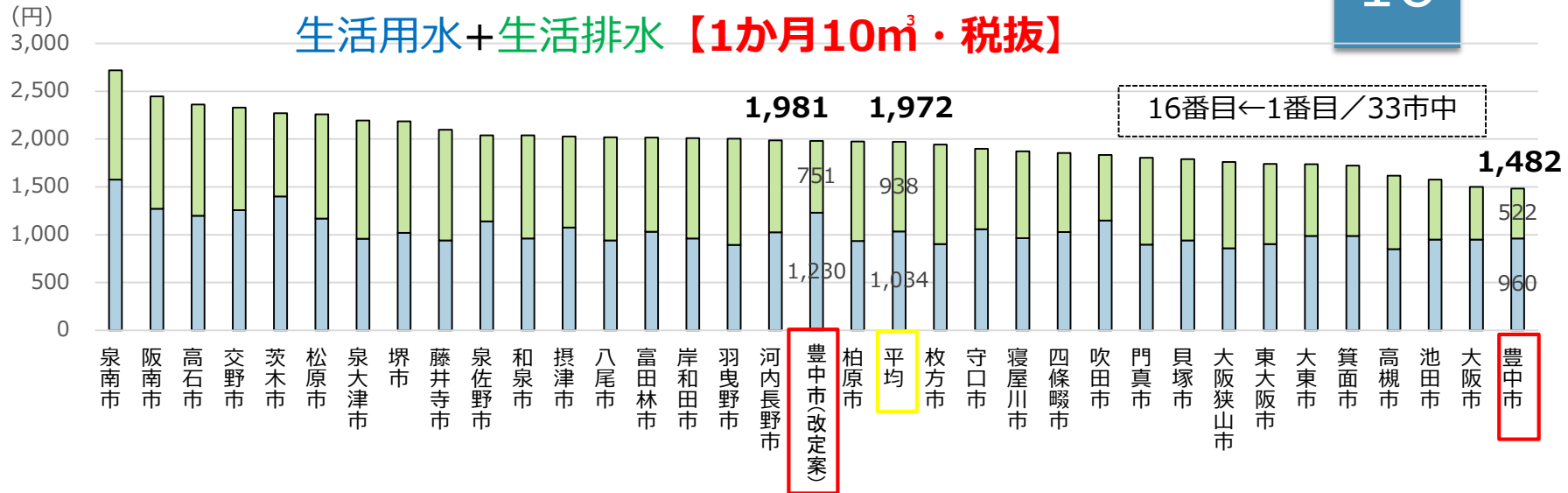
2,580円 + 1,581円

合計4,161円

310円 + 289円 = 599円/月UP

試算条件	水道料金	下水道使用料
基本・従量のバランス	基本料金：約36% 従量料金：約64%	基本使用料：約36% 従量使用料：約64%
平均改定率	約11%	約18%
逓増度	現行：4.39 ⇒ 新：3.46	現行：4.31 ⇒ 新：3.08

他団体（府内）との水道料金+下水道使用料比較



※令和6年1月1日現在の各団体のホームページまたは条例を基に作成。

※各料金は、口径20mm、メーター使用料を含む。

水道事業・経営シミュレーション

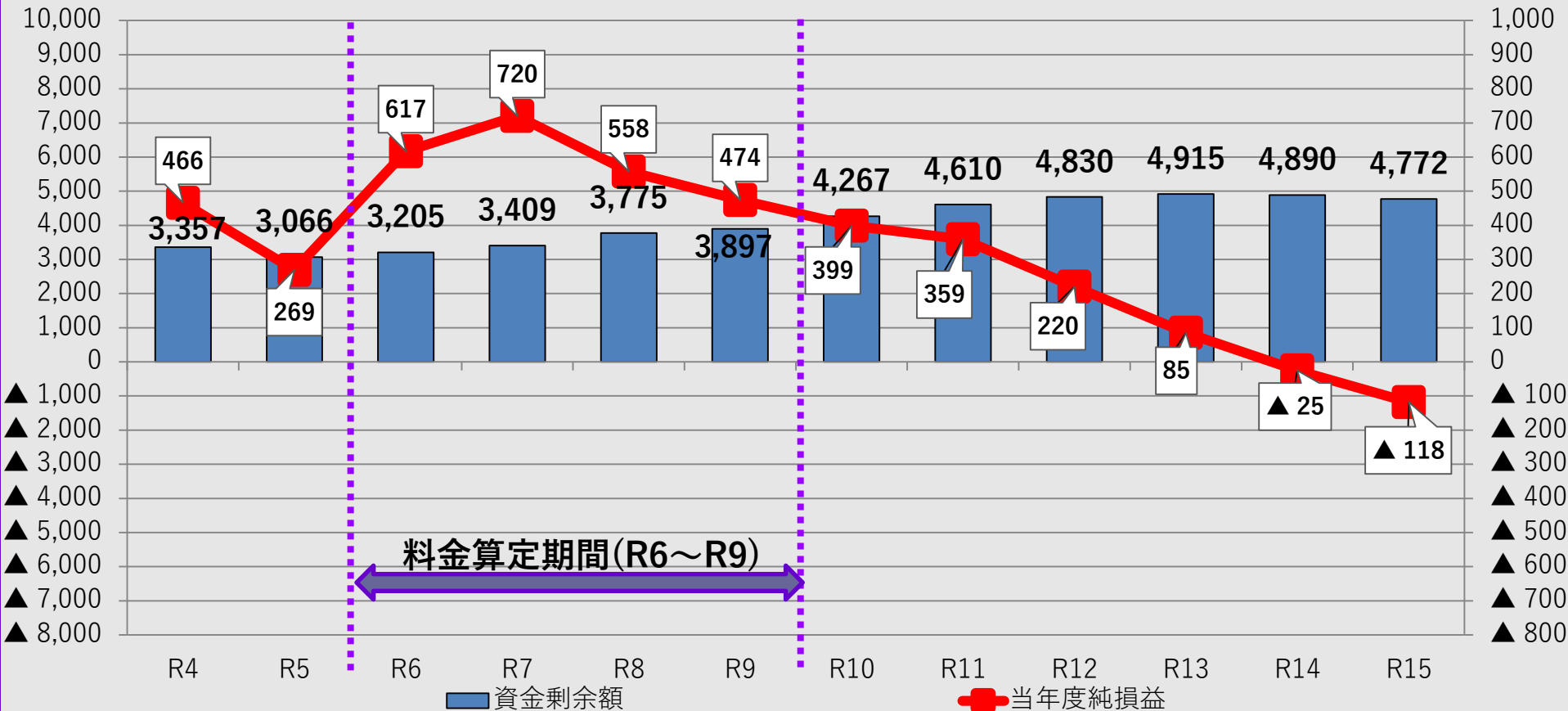
17

改定後

当年度純損益及び資金剰余額の推移

折れ線グラフ(百万円)

棒グラフ(百万円)

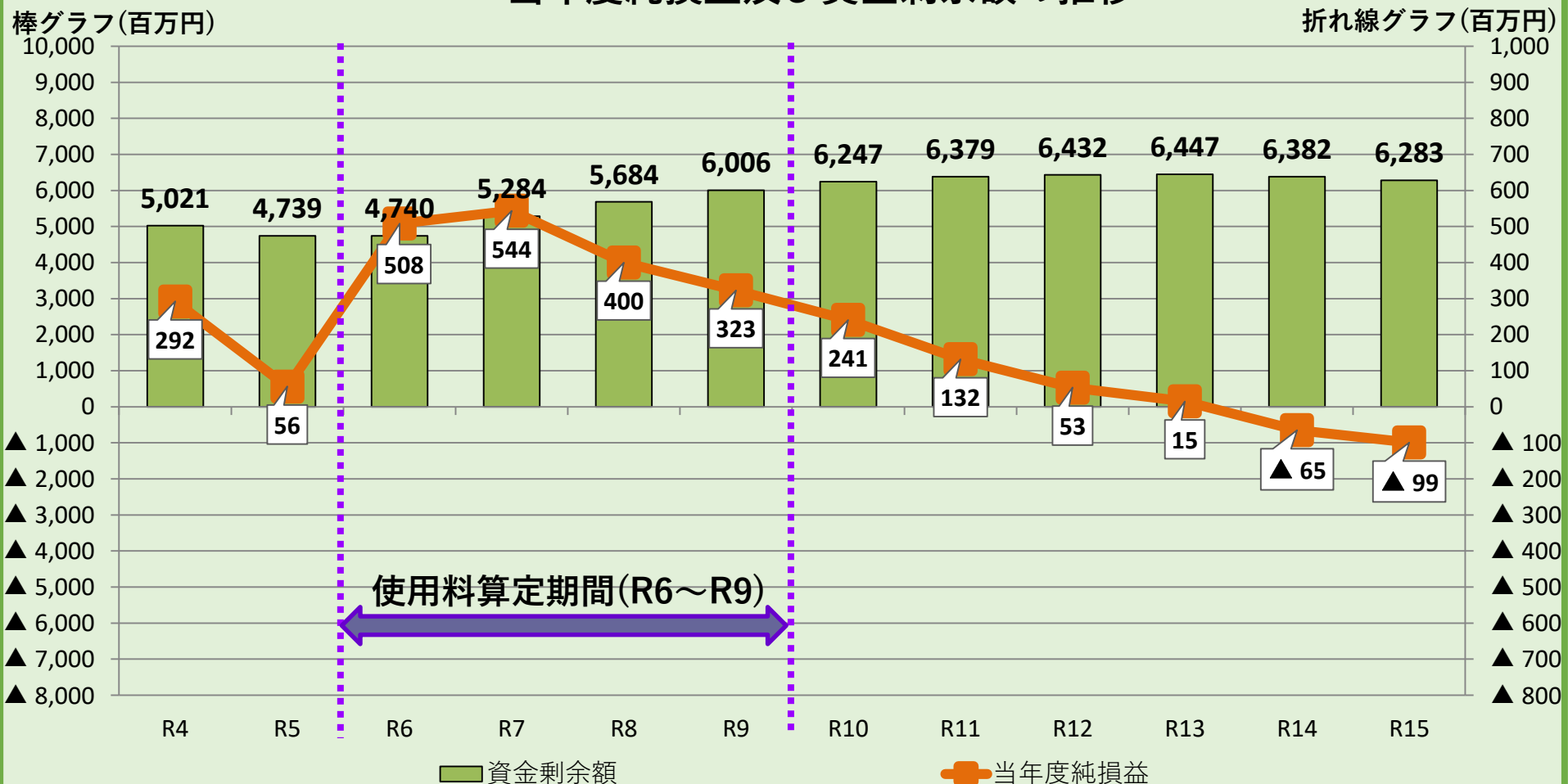


・料金算定期間中は、黒字と資金を確保。
 ※ただし、R14年度に赤字が発生する見込み。

公共下水道事業・経営シミュレーション

改定後

当年度純損益及び資金剰余額の推移



・使用料算定期間中は、黒字と資金を確保。
 ※ただし、R14年度に赤字が発生する見込み。

加入金の廃止について（水道事業）

19

これまでの経過

【当初（昭和50年）】

- 需要者の増加に伴う施設増強の経費の一部に充当する財源として導入

⇒施設拡張による水道料金上昇分を新規需要者から徴収し事業の財源を確保

【現在】

- 昭和47年に第4次拡張事業完了（平成14年に償還済み）
- 新旧利用者間の公平性の観点から、企業債償還利息の財源の一部に充てることで、水道料金抑制策としてきた

⇒平成14年以降も、水道料金抑制等を目的に徴収し続けている



加入金廃止の考え方

- 水道普及率がほぼ上限に達した
- 拡張事業（償還金を含む）は完了
- 加入金制度に求めた当初の役割が終えている

⇒したがって加入金制度を廃止する

4 今後について

4 今後について

水道料金・下水道使用料の見直しについて

- これまでの説明のとおり、**厳しい経営状況が見込まれるなか、安全・安心で持続可能な事業運営を進めるためには、水道料金・下水道使用料の改定が必要**であると考えており、引き続き、取り組みを進めていきます。
 - また、料金・使用料は、**法令により3～5年ごとの見直し**が求められていることから、**今後も定期的に検証を行う必要があります**。
- ⇒ 今後も、老朽施設の更新などを着実に進め、安全安心の水道・下水道を構築するとともに、将来世代に負担を先送りすることのない健全な地方公営企業の経営を進めていきます。

**説明は以上となります。
ご清聴ありがとうございました。**

